

令和3年8月5日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会
長野県最低賃金専門部会
部会長 倉崎 哲矢

長野県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和3年6月28日、長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、労使の意見がまとまらず別紙3の公益委員見解を基に別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和3年7月16日付け中央最低賃金審議会の「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和2年10月1日発効の長野県最低賃金（時間額849円）は令和元年度の長野県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

	記
公益代表委員	倉崎 哲矢
	昆 万佑子
	吉村 信之
労働者代表委員	岩崎 恵子
	財津 吉崇
	山口 正巳
使用者代表委員	井出 康弘
	聲山 典生
	中村 英雄

長野県最低賃金

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間877円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおりとする

長野県最低賃金と生活保護との比較について

1 地域別最低賃金

- (1) 件 名 長野県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 849円
- (3) 発 効 日 令和 2 年10月 1 日

2 生活保護水準

(1) 比較対象者

18～19歳・単身世帯者

(2) 対象年度

令和元年度

(3) 生活保護水準（令和元年度）

生活扶助基準(第1類費+第2類費+期末一時扶助費)の長野県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額(94,238円)。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額(注)と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると長野県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

(注) 1箇月換算額

849円(長野県最低賃金)×173.8(一箇月平均法定労働時間数)

×0.817(可処分所得の総所得に対する比率) = 120,553円

令和 3 年 8 月 5 日

長野県最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

長野県最低賃金専門部会は、長野地方最低賃金審議会に付託された長野県最低賃金の改正決定について、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、県下の経済・雇用・労働者の生活への影響、中小企業・小規模事業者が置かれている状況、最低賃金法の目的、県下の経済雇用状況、賃金実態調査等を十分考慮するとともに、「経済財政運営と改革の基本方針2021」及び「成長戦略実行・成長戦略フォローアップ」に配慮した調査審議が求められたことについても特段の配慮をした上で、労使の意見、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。

しかしながら、当専門部会において、慎重に審議を重ねたが労使の意見がまとまらず、遺憾ながら結論を見いだせなかった。

このため、令和 3 年度長野県最低賃金の改正決定について、令和 3 年 7 月 16 日に中央最低賃金審議会から答申された令和 3 年度地域別最低賃金額改定の目安を十分参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

なお、公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、全会一致での結審を期待する。

記

- 1 最低賃金額については、時間額を28円引き上げて877円とする。
- 2 適用使用者及び適用労働者の範囲並びに除外賃金は現行どおりとする。
- 3 発効日は、法定どおりとする。